

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(一七・医務薬事課).....	1
○秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則(一八・生活衛生課).....	2
○秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則(一九・自然保護課).....	3
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(二〇・団体指導室).....	3
訓 令	
○秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(三一・情報公開センター).....	4
○秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令(四・森林整備課).....	4
告 示	
○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(一四二・水産漁港課).....	5
○保安林予定森林の指定通知(一四三、一四四・森林整備課).....	6
○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(一四五・都市計画課).....	6
○道路区域の変更及び供用開始(一四六、一五一・道路課).....	6
○道路区域の変更(一四七、一五〇・道路課).....	7
公 告	
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(情報公開センター).....	9
○県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)二件.....	9
○県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部).....	9
○土地改良区の役員の就任の届出(雄勝地域振興局農林部).....	9
○土地改良区の合併の認可(雄勝地域振興局農林部).....	10
○教育委員会規則	
○市町村立学校職員給与等に関する規則の一部を改正する規則(五).....	10
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(三九).....	15
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(四〇).....	15
○政治団体の解散の届出(四一).....	17
○政治団体の収支に関する報告書(四二).....	17
○公職の候補者の資金管理団体の届出(四三).....	18
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(四四).....	19
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(四五).....	19
人事委員会規則	
○人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則.....	19
○人事委員会規則七一四五(初任給調整手当)及び人事委員会規則七一七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則.....	20
○人事委員会規則七一五六(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則.....	25
人事委員会訓令	
○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令(一).....	25
内水面漁場管理委員会告示	
○第五種共同漁業権に係る増殖量(一、二).....	25
内水面漁場管理委員会指示	
○ブラックバス等外来魚の再放流の禁止(二).....	27
規 則	
秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十一年三月三十一日 秋田県知事 寺 田 典 城	
秋田県規則第十七号	
秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則	
秋田県立衛生看護学院学則(昭和五十四年秋田県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。	
第二条中「看護科」の下に「(三年課程)」を加える。	
別表第一号の表を次のように改める。	

授業科目	単位数	時間数	摘要
地域看護学			
地域看護学概論	二	三〇	
地域看護学概論Ⅰ	一	三〇	
地域看護学概論Ⅱ	一	三〇	
地域看護管理論	一	一五	
地域看護管理論	一	一五	
地域看護活動展開論	一	一五	
地区活動論Ⅰ	一	一五	
地区活動論Ⅱ	一	一五	
社会調査技法	一	一五	
個人・家族・集団の生活支援	一	一五	
家族支援論Ⅰ	一	一五	
家族支援論Ⅱ	一	一五	
家族心理学	一	一五	
カウンセリング技術	一	一五	
健康教育論	一	一五	
地域組織化活動	一	一五	
母子保健指導	一	一五	
成人・産業保健指導	一	一五	
高齢者保健指導	一	一五	
感染症・災害時保健活動	一	一五	
障害児・者保健指導	一	一五	
地域看護研究	一	一五	
疫学			
疫学Ⅰ	二	六〇	
疫学Ⅱ	二	六〇	
保健統計学	二	六〇	
保健統計学	二	六〇	
保健統計学	二	六〇	
保健福祉行政論	二	六〇	
保健福祉行政論Ⅰ	一	三〇	
保健福祉行政論Ⅱ	一	三〇	
地域ケアシステム	一	三〇	
地域看護学実習	一	三〇	
個人・家族・集団の生活支援実習	一	三〇	
地域看護活動展開論実習	一	三〇	

公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十八号

秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「三十四の項、三十七の項から四十の項まで及び四十六の項から五十一の項」を「三十三の項、三十六の項から三十九の項まで及び四十五の項から五十の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十九号

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則

秋田県営自然公園施設管理規則(昭和五十三年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「午前八時三十分」を「午前八時」に改める。

第三条第一項中「第三条」の下に「に規定する公園施設(以下「有料施設」という。)のうち同条」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第五条第一項の表に次のように加える。

秋田県営玉川園地駐車場	四月二十八日から十一月四日まで
-------------	-----------------

第五条第三項、第六条第一項並びに第八条の見出し及び同条第三項中「祇川山荘等」を「有料施設」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(利用料金の承認の申請)

第九条 指定管理者は、条例第十三条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金の額及びその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第二十一号)附則第三項の規定による利用料金の承認の申請は、この規則による改正後の秋田県営自然公園施設管理規則第九条の規定の例により行うものとする。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(いう。)、」を「(いう。)"及び」に改め、「及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号。以下「信用事業省令」という。)"を削る。

第三条を次のように改める。

(資源管理規程の設定の認可の申請等)

第三条 省令第六条第一項及び第二項の申請書には、名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

第四条中「別に定める様式による届出書により」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に当該規程に定めた当該規程を廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書面を添えて」に改める。

第五条から第十二条までを削る。

第十三条中「別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを」を「次に掲げる事項を記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した届出書を」に改め、同条各号を次のように改める。

一 組合の名称及び主たる事務所の所在地

二 選挙の種類

三 選挙を実施した年月日及び場所

四 選挙された理事又は監事の数

第十三条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 選挙録の写し

二 投票録の写し

三 開票録の写し

第十四条を削る。

第十五条中「別に定める様式による届出書に役員の氏名、経歴等」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した届出書に次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第六条とする。

一 役員の就任があつた場合にあっては、氏名、年齢、住所、経歴及び正役員又は准役員の別

二 役員の退任があつた場合にあっては、氏名、年齢及び退任の理由

三 役員の異動があつた場合にあっては、新任者及び前任者の氏名並びに前任者の就任期間

第十六条中「別に定める様式による」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条を第七条とする。

第十七条中「理事」の下に「若しくは監事」を加え、「別に定める様式による」を「次に掲げる事項を記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第八条とする。

一 組合又は連合会の名称

二 組合員、会員又は利害関係人の住所

三 役員職務を行う者がなくなつた年月日及び理由

四 遅滞により損害を生ずるおそれのある事項及び理由

五 請求者と組合又は連合会との関係

第十八条第一項中「別に定める様式による」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条第二項中「別に定める様式による」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条第三項中「別に定める様式による」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条第八号を削り、同条を第九条とする。

第十九条第一項中「別に定める様式による」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条第二項第五号を削り、同条を第十条とする。

第二十条中「別に定める様式による」を「名称及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条を第十一条とする。

第二十一条から第二十三条までを削る。

第二十四条第一項中「別に定める様式による」を「設立発起人全員の氏名及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」に改め、同条第二項第七号を削り、同条を第十二条とする。

附 則
この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第四百十二号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。
平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

（一） 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

（二） 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

（三） 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保

存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

（四） 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

（五） 漁獲可能量については本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

（六） 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

（七） 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
（一） 平成二十年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。
（1） まあじ
平成二十年一月から十二月まで 若干
ずわいがに
平成二十年七月から平成二十一年六月まで 二十二トン

（二） 平成二十一年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。
（1） すけとうだら
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで 若干
まあじ
平成二十一年一月から十二月まで 若干
ずわいがに
平成二十一年七月から平成二十二年六月まで （注）ト
ずわいがに
平成二十一年七月から平成二十二年六月まで （注）ト

（注） 漁獲可能量については、管理対象となる期間が開始される前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項
（一） すけとうだら
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

（二） まあじ
小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。
大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

（三） ずわいがに
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項
平成二十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第一種漁業）	秋田県地水面	平成二十一年九月一日から平成二十一年十月三十一日まで	六百五十一
かれい固定式刺し網漁業	秋田県地水面	平成二十一年二月一日から平成二十一年三月三十一日まで	三千九十	
種共同漁まで				九

業権水域
(を除く)

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
平成二十一年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業(うち手練第一種漁業)	秋田県地先水面	平成二十一年九月一日から平成二十一年十月三十一日まで	六百五十
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地水面	平成二十一年二月一日から(ただ平成二十一年し、第二三月三十一日まで)	三千九十九
業権水域(を除く)				

六 知事管理努力量に關し実施すべき施策に關する事項

(一) まがれい
日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。
また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。
さらに、小型機船底びき網漁業(手練第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名
-------	-----	-----

七 前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。
その他海洋生物資源の保存及び管理に關する重要事項
(一) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に關する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
(二) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第四百四十三号
農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

- 一 保安林予定森林の所在場所
由利本莊市中田代字本板井沢六一の四
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び由利本莊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十四号
農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

- 一 保安林予定森林の所在場所
鹿角市十和田末広字生手沢一の一、一一の二、一三から一

秋田県告示第四百四十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称
横手都市計画道路(三・四・五号中央線)の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 横手市杉沢字南杉沢、字鶴谷地及び字吉沢、睦成字鶴谷地及び字吉沢上台並びに台所町、追廻二丁目、新坂町、明永町、幸町、二葉町及び本町の各一部
- 三 都市計画の変更年月日 平成二十一年三月三十一日

五まで、一六の一、一六の二、一八から二二まで、二五
二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百五十号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十一年三月三十一日
秋田県知事 寺田典城

敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------------	------------

県道	新		旧	
	新	旧	新	旧
仙ノ台松山線	能代市母体字樋ノ口九九番地先から松山字新蟹二二三番地先まで		能代市母体字樋ノ口九九番地先から松山字新蟹二二三番地先まで	
	B		A	
仙ノ台松山線	一〇・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇	一〇・〇〇〇〇
	〇・七六五	〇・七八〇	〇・七二〇	〇・七二〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成二十一年四月一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 期間 平成二十一年三月三十一日から同年四月十三日まで
 (二) 期間 平成二十一年三月三十一日から同年四月十三日まで

秋田県知事 寺田典城

県道	新		旧	
	新	旧	新	旧
横手東由利線	横手市雄物川町会塚字樋向一八九番一から一四一番一まで		横手市雄物川町会塚字樋向一八九番一から一四一番一まで	
	B		A	
横手東由利線	一八・〇〇〇〇	一八・〇〇〇〇	一八・〇〇〇〇	一八・〇〇〇〇
	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇三三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十一年三月三十一日から同年四月十三日まで

秋田県告示第百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

県道	新		旧	
	新	旧	新	旧
植田平鹿線	横手市平鹿町下鍋倉字上都一四九番二から一五三番三まで		横手市平鹿町下鍋倉字上都一四九番二から一五三番三まで	
	B		A	
植田平鹿線	八・四〇〇〇	八・四〇〇〇	八・四〇〇〇	八・四〇〇〇
	〇・〇八二	〇・〇八二	〇・〇八二	〇・〇八二

一 道路の区域

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十一年三月三十一日から同年四月十三日まで

秋田県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間			敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県 道	旧	仁賀保矢鳥館合線	A	にかほ市平沢字清水尻一五七番一地先から中谷地一四番一地先まで		一一・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・一一三
			B	〃		一〇・〇〇〇～一一・五〇〇	〇・二二〇
			C	〃		八・五〇〇～一三・〇〇〇	〇・一四六
			新	仁賀保矢鳥館合線	にかほ市平沢字清水尻一五七番一地先から中谷地一四番一地先まで		一二・〇〇〇～一三・〇〇〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十一年三月三十一日から同年四月十三日まで

秋田県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県 道	旧	秋田空港線	秋田市雄和椿川字山籠四八番三地内		五・〇〇〇～六・〇〇〇	〇・〇〇四
			A	秋田市雄和椿川字山籠四八番三地内	五・〇〇〇～六・〇〇〇	〇・〇〇四
			B	秋田市雄和椿川字山籠四八番三から四九番一まで	三・〇〇〇～七四・〇〇〇	〇・五一〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十一年三月三十一日から同年四月十三日まで

秋田県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

二 就任監事の住所及び氏名

湯沢市泉沢字泉の里四十番地	黒石 順三
〃 桑崎字御返事八十八番地	竹内 茂
〃 秋ノ宮字中島百五十七番地	菅 義照
〃 森字嶽ノ下二十九番地	渡部太郎兵衛
〃 杉沢字野々沢百二十八番地	松田 健蔵
〃 相川字麓九十一番地	佐藤 厚

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成二十一年三月十八日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 合併により設立された土地改良区

湯沢市中央土地改良区

二 合併により解散した土地改良区

秋田県雄勝町土地改良区

湯沢市中央土地改良区

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「第六十九条に規定する職員を除く。」を削り、「第六十九条第一号」を「第六十九各号」に改める。

第七十一条第三項中「第一号」を「各号」に改める。

別表第十三の一級地(平成二年一月一日指定)竜森小学校の項及び三級地(平成八年一月一日指定)の項を削る。

別表第十三の三平成八年一月一日指定上岩川小学校の項を削る。

別表第十三の五平成十四年一月一日指定岩館小学校の項を削る。

別表第十五を次のように改める。

別表第15 (第74条関係)

イ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		円	円	円	円	円	円		
	1	3,900	4,200	8,400	13,500				
	2	3,900	4,200	8,400	13,500				
	3	3,900	4,200	8,400	13,500				
	4	3,900	4,200	8,400	13,500				
	5	4,100	4,500	8,800	13,800				
	6	4,100	4,500	8,800	13,800				
	7	4,100	4,500	8,800	13,800				
	8	4,100	4,500	8,800	13,800				
	9	4,200	4,700	9,100	14,100				
	10	4,200	4,700	9,100	14,100				
	11	4,200	4,700	9,100	14,100				
	12	4,200	4,700	9,100	14,100				
	13	4,400	5,000	9,800	14,400				
	14	4,400	5,000	9,800	14,400				
	15	4,400	5,000	9,800	14,400				
	16	4,400	5,000	9,800	14,400				
	17	4,700	5,200	10,100	14,800				
	18	4,700	5,200	10,100	14,800				
	19	4,700	5,200	10,100	14,800				
	20	4,700	5,200	10,100	14,800				
	21	4,900	5,500	10,400	15,100				
	22	4,900	5,500	10,400	15,100				
	23	4,900	5,500	10,400	15,100				
	24	4,900	5,500	10,400	15,100				
	25	5,100	5,800	10,700	15,300				
	26	5,100	5,800	10,700	15,300				
	27	5,100	5,800	10,700	15,300				
	28	5,100	5,800	10,700	15,300				
	29	5,400	6,000	11,100	15,500				
	30	5,400	6,000	11,100	15,500				
	31	5,400	6,000	11,100	15,500				
	32	5,400	6,000	11,100	15,500				
	33	5,600	6,200	11,400	15,800				
	34	5,600	6,200	11,400	15,800				
	35	5,600	6,200	11,400	15,800				
	36	5,600	6,200	11,400	15,800				
	37	5,800	6,600	11,700	15,900				
	38	5,800	6,600	11,700	15,900				
	39	5,800	6,600	11,700	15,900				
	40	5,800	6,600	11,700	15,900				
	41	6,100	7,100	11,900					
	42	6,100	7,100	11,900					
	43	6,100	7,100	11,900					
	44	6,100	7,100	11,900					
	45	6,300	7,400	12,200					
	46	6,300	7,400	12,200					
	47	6,300	7,400	12,200					
	48	6,300	7,400	12,200					
	49	6,600	7,700	12,600					
	50	6,600	7,700	12,600					
	51	6,600	7,700	12,600					
	52	6,600	7,700	12,600					
	53	6,800	8,300	12,900					
	54	6,800	8,300	12,900					
	55	6,800	8,300	12,900					
	56	6,800	8,300	12,900					
	57	7,000	8,600	13,200					
	58	7,000	8,600	13,200					
	59	7,000	8,600	13,200					
再	60	7,000	8,600	13,200					
	61	7,200	8,900	13,500					
	62	7,200	8,900	13,500					
任	63	7,200	8,900	13,500					
	64	7,200	8,900	13,500					
	65	7,400	9,600	13,700					
用	66	7,400	9,600	13,700					
	67	7,400	9,600	13,700					
	68	7,400	9,600	13,700					
職	69	7,700	9,900	14,000					
	70	7,700	9,900	14,000					
	71	7,700	9,900	14,000					
員	72	7,700	9,900	14,000					

	73	7,900	10,200	14,200	
	74	7,900	10,200	14,200	
以	75	7,900	10,200	14,200	
	76	7,900	10,200	14,200	
	77	8,100	10,500	14,400	
外	78	8,100	10,500	14,400	
	79	8,100	10,500	14,400	
	80	8,100	10,500	14,400	
の	81	8,200	10,800	14,600	
	82	8,200	10,800	14,600	
	83	8,200	10,800	14,600	
職	84	8,200	10,800	14,600	
	85	8,400	11,100	14,800	
	86	8,400	11,100	14,800	
員	87	8,400	11,100	14,800	
	88	8,400	11,100	14,800	
	89	8,500	11,400	14,900	
	90	8,500	11,400	14,900	
	91	8,500	11,400	14,900	
	92	8,500	11,400	14,900	
	93	8,700	11,600	15,100	
	94	8,700	11,600		
	95	8,700	11,600		
	96	8,700	11,600		
	97	8,800	11,800		
	98	8,800	11,800		
	99	8,800	11,800		
	100	8,800	11,800		
	101	9,000	12,200		
	102	9,000	12,200		
	103	9,000	12,200		
	104	9,000	12,200		
	105	9,100	12,400		
	106	9,100	12,400		
	107	9,100	12,400		
	108	9,100	12,400		
	109	9,200	12,600		
	110	9,200	12,600		
	111	9,200	12,600		
	112	9,200	12,600		
	113	9,200	12,900		
	114	9,200	12,900		
	115	9,200	12,900		
	116	9,200	12,900		
	117	9,400	13,100		
	118	9,400	13,100		
	119	9,400	13,100		
	120	9,400	13,100		
	121	9,500	13,300		
	122	9,500	13,300		
	123	9,500	13,300		
	124	9,500	13,300		
	125	9,600	13,400		
	126		13,400		
	127		13,400		
	128		13,400		
	129		13,600		
	130		13,600		
	131		13,600		
	132		13,600		
	133		13,700		
	134		13,700		
	135		13,700		
	136		13,700		
	137		13,900		
	138		13,900		
	139		13,900		
	140		13,900		
	141		14,000		
	142		14,000		
	143		14,000		
	144		14,000		
	145		14,100		
	146		14,100		
	147		14,100		
	148		14,100		
	149		14,100		
再任用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	3,900	5,000	10,100	13,500
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800
	19	4,700	6,000	11,400	14,800
	20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21	4,900	6,200	11,700	15,100
	22	4,900	6,200	11,700	15,100
	23	4,900	6,200	11,700	15,100
	24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25	5,100	6,600	11,900	15,300
	26	5,100	6,600	11,900	15,300
	27	5,100	6,600	11,900	15,300
	28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29	5,400	7,100	12,200	15,500
	30	5,400	7,100	12,200	15,500
	31	5,400	7,100	12,200	15,500
	32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33	5,600	7,400	12,600	15,800
	34	5,600	7,400	12,600	15,800
	35	5,600	7,400	12,600	15,800
	36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37	5,800	7,700	12,900	15,900
	38	5,800	7,700	12,900	15,900
	39	5,800	7,700	12,900	15,900
	40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41	6,100	8,300	13,200	
	42	6,100	8,300	13,200	
	43	6,100	8,300	13,200	
	44	6,100	8,300	13,200	
	45	6,300	8,600	13,500	
	46	6,300	8,600	13,500	
	47	6,300	8,600	13,500	
	48	6,300	8,600	13,500	
	49	6,600	8,900	13,700	
	50	6,600	8,900	13,700	
	51	6,600	8,900	13,700	
	52	6,600	8,900	13,700	
	53	6,800	9,600	14,000	
	54	6,800	9,600	14,000	
	55	6,800	9,600	14,000	
	56	6,800	9,600	14,000	
	57	7,000	9,900	14,200	
	58	7,000	9,900	14,200	
	59	7,000	9,900	14,200	
	60	7,000	9,900	14,200	
	61	7,200	10,200	14,400	
	62	7,200	10,200	14,400	
再	63	7,200	10,200	14,400	
任	64	7,200	10,200	14,400	
	65	7,400	10,500	14,600	
	66	7,400	10,500	14,600	
	67	7,400	10,500	14,600	
	68	7,400	10,500	14,600	
用	69	7,700	10,800	14,800	
	70	7,700	10,800	14,800	
	71	7,700	10,800	14,800	
職	72	7,700	10,800	14,800	
	73	7,900	11,100	14,900	
	74	7,900	11,100	14,900	
員	75	7,900	11,100	14,900	

以 外 の 職 員	76	7,900	11,100	14,900	
	77	8,100	11,400	15,100	
	78	8,100	11,400		
	79	8,100	11,400		
	80	8,100	11,400		
	81	8,200	11,600		
	82	8,200	11,600		
	83	8,200	11,600		
	84	8,200	11,600		
	85	8,400	11,800		
	86	8,400	11,800		
	87	8,400	11,800		
	88	8,400	11,800		
	89	8,500	12,200		
	90	8,500	12,200		
	91	8,500	12,200		
	92	8,500	12,200		
	93	8,700	12,400		
	94	8,700	12,400		
	95	8,700	12,400		
	96	8,700	12,400		
	97	8,800	12,600		
	98	8,800	12,600		
	99	8,800	12,600		
	100	8,800	12,600		
	101	9,000	12,900		
	102	9,000	12,900		
	103	9,000	12,900		
	104	9,000	12,900		
	105	9,100	13,100		
	106	9,100	13,100		
	107	9,100	13,100		
	108	9,100	13,100		
	109	9,200	13,300		
	110	9,200	13,300		
	111	9,200	13,300		
	112	9,200	13,300		
	113	9,200	13,400		
	114	9,200	13,400		
	115	9,200	13,400		
	116	9,200	13,400		
	117	9,400	13,600		
	118	9,400	13,600		
	119	9,400	13,600		
	120	9,400	13,600		
	121	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
129	9,700	14,000			
130	9,700	14,000			
131	9,700	14,000			
132	9,700	14,000			
133	9,800	14,100			
134	9,800	14,100			
135	9,800	14,100			
136	9,800	14,100			
137	9,900	14,100			
138	9,900				
139	9,900				
140	9,900				
141	9,900				
142	9,900				
143	9,900				
144	9,900				
145	10,100				
146	10,100				
147	10,100				
148	10,100				
149	10,200				
150	10,200				
151	10,200				
152	10,200				
153	10,300				
再任用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成二十一年二月一日から同月二十八日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
児玉政明後援会	児玉 忠 治	湯 澤 栄 幸	鹿角市花輪字元苗代五十六	平成二十一年二月二日
地方再生を実現する会	大 沼 武 彦	大 沼 武 彦	由利本荘市東由利蔵字蔵百六十二―一	平成二十一年二月九日
わたなべ聖一後援会	保 科 武 毅	加 賀 亮 三	由利本荘市鶴沼四十三―四	〃
さくさべ直後援会	作 佐 部 直	斎 藤 安 雄	由利本荘市西目町沼田字新道下一―三	平成二十一年二月十二日
川口ひろし後援会連合会	秋 山 肇	藤 原 晃	秋田市山王六丁目二番十号	平成二十一年二月二十三日
農工連携あきた県民の会	秋 山 肇	藤 原 晃	秋田市山王六丁目二番十号	〃

秋選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成二十一年二月一日から同月二十八日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県秋田市第二支部	主たる事務所の	秋田市下新城中野字街道端西三十二番地内	秋田市土崎港北七丁目一―二十二	平成二十一年二月十八日
自由民主党由利本荘市岩城支部	主たる事務所の	由利本荘市岩城亀田大町字肴町七	由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢百五十九	〃
代表者	加藤 鉦一	茜屋 徳悦郎		

二
その他の政治団体

政治団体の名称														異動事項		日本共産党秋田地区委員会		
政治団体の名称														異動事項		会計責任者	会計責任者	
新生あきた・竹の会	佐竹のりひさ後援会	秋田市川尻大川反政陸会	100社会	中泉松司後援会	高和会	高松和夫後援会	佐藤直樹後援会	長谷川昭一後援会	石川久後援会	高杉正美後援会	佐藤健一郎後援会	中嶋洋子後援会						
新生あきた・竹の会	伊藤憲一	伊藤和宏	砂原和文	秋田市新城中野字街道端西三十二番地内	砂原和文	鎌田廣伴	佐藤久志	阿部銀弘	鈴木裕	石川幹雄	佐藤忠	武内敏郎	鈴木清	宮野司	新	内	鈴木サキ子	渡部秋美
新生あきた市・竹の会	鈴木憲	武田邦夫	山内達男	秋田市土崎港北七丁目一―二十二	長谷川金一	進藤利秀	米沢甚栄	菅原権之丞	鈴木重幸	石川久	川前長二	土田太郎	佐藤清圓	中嶋英隆	旧	容	山岡正人	今野章
〃	〃	平成二十一年二月二十五日	〃	〃	平成二十一年二月十八日	平成二十一年二月十七日	平成二十一年二月十三日	〃	平成二十一年二月十二日	〃	平成二十一年二月九日	平成二十一年二月二日	届出年月日		平成二十一年二月二十三日			

米谷勝後援会	代表者	主たる事務所の所在地	岩出文好	男鹿市船越字内子二十八―六
淡路ふじお後援会	代表者	嵯峨啓孝	淡路勉	男鹿市船越字一向二百七十四
				〃
				平成二十一年二月二十七日

秋選管告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年二月一日から同月二十八日まで

の間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党雄勝町支部	真木昭二	平成二十一年一月三十一日	平成二十一年二月十日
自由民主党角館支部	戸澤清	平成二十一年二月十八日	平成二十一年二月十八日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
土橋多喜夫後援会	畠山勤	平成二十年十月一日	平成二十一年二月四日
佐藤耕秀後援会	佐藤君雄	平成二十年十二月三十日	平成二十一年二月九日
伊藤直人後援会	伊藤正二	平成二十一年二月五日	平成二十一年二月十日
石川久後援会	石川幹雄	平成二十一年一月二十五日	平成二十一年二月十二日
大内町柳田弘後援会	成田正雄	平成二十一年一月三十一日	平成二十一年二月十三日
住民参加の村政をすすめる会	木村誠一	平成二十年十二月二十日	〃

秋選管告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第

一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され

る。

平成二十一年三月三十一日

作佐部	直	由利本荘市議会議員	さくさへ直後援会	由利本荘市西目町沼田字新道下一―三	作佐部	直	平成二十一年二月十二日
-----	---	-----------	----------	-------------------	-----	---	-------------

秋選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名

項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

佐竹敬久	秋田県知事	公職の種類	異動事項	内	容	届出年月日
湊屋啓二	秋田県議会議員	公職の種類	公職の種類	新	旧	平成二十一年二月五日
	地域経済研究会	湊屋啓二後援会	秋田県知事		北秋田市議会議員	平成二十一年二月二十五日
			秋田県議会議員		秋田市長	

秋選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

石川久後援会	由利本荘市石脇字石脇三百二	石川久	平成二十一年二月十二日	資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は石川久、公職の種類は由利本荘市議会議員である。	備考
名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日		

人事委員会規則

人事委員会規則九一九（公益的法人等への職員のパ遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏
人事委員会規則九一九（公益的法人等への職員のパ遣等）

の一部分を改正する規則規則九一九（公益的法人等への職員のパ遣等）の一部を次のように改正する。
別表第一中「社団法人あすの秋田を創る協会」を「社団法人あすの秋田を創る協会 財団法人あきた企業活性化センター」に、「財団法人あきた企業活性化センター」を「公立大学法人秋田県立大学」に改め、「公立

大学法人秋田県立大学 地方独立行政法人秋田県立病院機構」に改め、「公立大学法人国際教養大学」を削る。
附則
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四五(初任給調整手当)及び人事委員会規則七―七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七―四五(初任給調整手当)及び人事委員会規則七―七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

(規則七―四五(初任給調整手当)の一部改正)

第一条 規則七―四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員
	1 種	2 種	3 種	
	円	円	円	円
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	48,200
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	46,400
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	44,600
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	42,800
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	41,000
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	39,200
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	37,400
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	35,600
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	34,200
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	32,800
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	31,400
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	30,000
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	28,600
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	27,200
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	25,800
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	25,200
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	24,600
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	23,700
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	23,100
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	22,500
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	21,900
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	21,300
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	20,600
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	20,300
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	19,900
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	19,300
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	18,500
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900

(規則七―七五(義務教育等教員特別手当)の一部改正)
第二条 規則七―七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から4号給まで	3,900	4,200	8,400	13,500
	5号給から8号給まで	4,100	4,500	8,800	13,800
	9号給から12号給まで	4,200	4,700	9,100	14,100
	13号給から16号給まで	4,400	5,000	9,800	14,400
	17号給から20号給まで	4,700	5,200	10,100	14,800
	21号給から24号給まで	4,900	5,500	10,400	15,100
	25号給から28号給まで	5,100	5,800	10,700	15,300
	29号給から32号給まで	5,400	6,000	11,100	15,500
	33号給から36号給まで	5,600	6,200	11,400	15,800
	37号給から40号給まで	5,800	6,600	11,700	15,900
	41号給から44号給まで	6,100	7,100	11,900	
	45号給から48号給まで	6,300	7,400	12,200	
	49号給から52号給まで	6,600	7,700	12,600	
	53号給から56号給まで	6,800	8,300	12,900	
	57号給から60号給まで	7,000	8,600	13,200	
	61号給から64号給まで	7,200	8,900	13,500	
	65号給から68号給まで	7,400	9,600	13,700	
	69号給から72号給まで	7,700	9,900	14,000	
	73号給から76号給まで	7,900	10,200	14,200	
	77号給から80号給まで	8,100	10,500	14,400	
	81号給から84号給まで	8,200	10,800	14,600	
	85号給から88号給まで	8,400	11,100	14,800	
	89号給から92号給まで	8,500	11,400	14,900	
	93号給から96号給まで	8,700	11,600	15,100	
	97号給から100号給まで	8,800	11,800		
	101号給から104号給まで	9,000	12,200		
	105号給から108号給まで	9,100	12,400		
	109号給から112号給まで	9,200	12,600		
	113号給から116号給まで	9,200	12,900		
	117号給から120号給まで	9,400	13,100		
121号給から124号給まで	9,500	13,300			
125号給から128号給まで	9,600	13,400			
129号給から132号給まで		13,600			
133号給から136号給まで		13,700			
137号給から140号給まで		13,900			
141号給から144号給まで		14,000			
145号給から148号給まで		14,100			
149号給		14,100			
再任用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から 4号給まで	3,900	5,000	10,100	13,500
	5号給から 8号給まで	4,100	5,200	10,400	13,800
	9号給から 12号給まで	4,200	5,500	10,700	14,100
	13号給から 16号給まで	4,400	5,800	11,100	14,400
	17号給から 20号給まで	4,700	6,000	11,400	14,800
	21号給から 24号給まで	4,900	6,200	11,700	15,100
	25号給から 28号給まで	5,100	6,600	11,900	15,300
	29号給から 32号給まで	5,400	7,100	12,200	15,500
	33号給から 36号給まで	5,600	7,400	12,600	15,800
	37号給から 40号給まで	5,800	7,700	12,900	15,900
	41号給から 44号給まで	6,100	8,300	13,200	
	45号給から 48号給まで	6,300	8,600	13,500	
	49号給から 52号給まで	6,600	8,900	13,700	
	53号給から 56号給まで	6,800	9,600	14,000	
	57号給から 60号給まで	7,000	9,900	14,200	
	61号給から 64号給まで	7,200	10,200	14,400	
	65号給から 68号給まで	7,400	10,500	14,600	
	69号給から 72号給まで	7,700	10,800	14,800	
	73号給から 76号給まで	7,900	11,100	14,900	
	77号給から 80号給まで	8,100	11,400	15,100	
	81号給から 84号給まで	8,200	11,600		
	85号給から 88号給まで	8,400	11,800		
	89号給から 92号給まで	8,500	12,200		
	93号給から 96号給まで	8,700	12,400		
	97号給から100号給まで	8,800	12,600		
	101号給から104号給まで	9,000	12,900		
	105号給から108号給まで	9,100	13,100		
	109号給から112号給まで	9,200	13,300		
	113号給から116号給まで	9,200	13,400		
	117号給から120号給まで	9,400	13,600		
121号給から124号給まで	9,500	13,700			
125号給から128号給まで	9,600	13,900			
129号給から132号給まで	9,700	14,000			
133号給から136号給まで	9,800	14,100			
137号給から140号給まで	9,900	14,100			
141号給から144号給まで	9,900				
145号給から148号給まで	10,100				
149号給から152号給まで	10,200				
153号給	10,300				
再任用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則
(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則
(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則
人事委員会規則七―五六(調整手当)の一部を改正する規則
(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。
附則別表東京都特別区の項中「百分の十六」を「百分の十七」
に改め、同表大阪府大阪市の項中「百分の十三」を「百分の十
四」に改め、同表福岡県福岡市の項中「百分の九」を「百分の
十」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように
定める。

平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年秋田県人事委員会訓
令第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び次項」を「、第二項及び第三項」に改
め、「までの間」の下に「(保存期間が永年のものにあつては、
十年間。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 課長は、当該課に保管している保存期間五年以上の行政文書
の保存期間(保存期間が永年のものにあつては、十年間。)が
経過したときは、当該行政文書を毎年度六月三十日までに公文
書館長に引き渡さなければならない。ただし、別に定める行政
文書は、保存期間が経過した後、必要な期間を定めて保管する
ことができる。

第七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第
四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 課長は、保存期間が五年未満の行政文書の保存期間が経過し
たときは、速やかにこれを廃棄するものとする。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成二十一年度の
第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めた
ので公示する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤間 健太郎

漁業協同組合	免許番号	魚 種									
		あゆ kg	いわな 千尾	やまめ 千尾	こい kg	ふな kg	やうつな 尾	めぎ 尾	にじます 千尾	さくらす 千尾	産卵場 造成箇所
雄勝漁業協同組合	内共 1号	400	15	100							3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2、3号	450	28	25	125	25					3
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	400	35	45	15	15					3
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	225	5	10	215	10	50				3
県南漁業協同組合	内共 6号	300	3	3	775	25	100				3
横手川漁業協同組合	内共 7号	480	10	10	170	10	125				3
仙北漁業協同組合	内共 8号	300	10	22	995	25					7
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	180	5	15	450	200	50				5
角館漁業協同組合	内共 10号	1,490	40	64	195	35	100				3
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	278	10	10	350	75	150				3
岩見川漁業協同組合	内共 12号	750	20	143	350	25	150				3
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	125	59	4							3
比内町漁業協同組合	内共 14号	110	60	60	50	25	25				5
小坂町漁業協同組合	内共 15号		5	5				5			1
大館市漁業協同組合	内共 16号	85	11	8	115	10	50				4
田代漁業協同組合	内共 17号	300	10	15	100	25	50				3
鷹巣漁業協同組合	内共 18号	170	10	10	70	5					2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	500	25	20	100	30	350	1	100		3
萩形ダム漁業協同組合	内共20、21号	70	9	8	75	15					3
柏毛漁業協同組合	内共 22号	400	20	40	140	10					3
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	52	3	12			50				1
子吉川水系漁業協同組合	内共24、25号	968	16	21	1,225	75	350				7
八峰町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	190	15	10							1
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	55	20	5	100						4
田沢湖漁業協同組合	内共 28号	175	15	15	33	5					1
合 計		8,452	458	677	5,648	645	1,600	6	100		80

秋田県内水面漁場管理委員会告示第二号

十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成二十一年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤間 健太郎

免許番号	漁業協同組合名	魚種	増殖量
農内共第一号	十和田湖増殖漁業協同組合	ひめます ふな えび	七〇万尾 五万尾 十六箇所 一万尾
	協同組合	さくらます	

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤間 健太郎

一 指示の内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(一) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）

(二) ブルーギル

二 指示の期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄